

兵庫県土地利用審査会条例

(昭和 49 年 12 月 20 日条例第 64 号)

(改正 平成 26 年 3 月 20 日条例第 6 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、国土法利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 39 条第 10 項の規定に基づき、兵庫県土地利用審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人以上 7 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員の任期は、3 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議決は、委員総数の過半数で決する。

(補則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、審査会が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審査会は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、

知事が招集する。

附則（平成 26 年 3 月 20 日条例第 6 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（後略）